

保健管理センターにおける個人情報の取扱いについて

平成 18 年 2 月 1 日

(平成 30 年 3 月 29 日改訂)

(令和 8 年 6 月 19 日改訂)

鳥取大学保健管理センター運営委員会

保健管理センターでは、疾病を予防し健康の保持増進を行うために、利用者の方々の個人情報を下記の目的に利用し、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省)及び本学の関係規則等に基づき、細心の注意を払っております。

保健管理センターにおける個人情報の取扱いについて、お気づきの点がございましたら、遠慮なくご指摘ください。

I. 個人情報に関する利用目的

1. 健康診断結果、診療、健康相談により得られた情報

- 1) 保健管理センターにおける診療、健康相談等のサービスの提供
- 2) 健康診断証明書及び健康に関する各種証明書の発行
- 3) 医療機関への紹介、医療機関からの紹介への回答、ご家族への連絡・病状説明
- 4) 専門家の意見、助言を求める場合
- 5) 心身の健康維持のため、人的・物的連携が必要な場合
- 6) 他者の権利を侵害する行為や他者に危害を加える可能性が高いと判断される場合
- 7) 緊急性を要する場合
- 8) 疾病発症予防、健康管理
- 9) 作業管理、労働環境改善
(上記事項 3)、4)、5)、6)、7) については、本人が同意した場合又は健康を守る上で医療上必要と認めた場合に限る。)

2. 法令上必要な届出

学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他関係法令に基づく届出の必要なもの

3. 安全衛生活動により得られた情報

健康障害の予防、作業管理、労働環境改善

4. その他

- 1) 保健管理センター業務の維持、改善のための基礎資料
- 2) 個人を特定しない集計等による公衆衛生学的研究
- 3) 診療、健康相談、カウンセリング等の質向上を目的とした事例検討・研究
(本人のプライバシーに十分配慮し、個人を特定できない形をとります)
- 4) 外部監査機関への届出

II. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用又は第三者への提供を行わない。ただし、以下の 1～4 を例外とする。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

3. 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関、独立行政法人又は地方公共団体又はその委託を受けたものが行う事業に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

III. 学内支援における個人情報の共有

保健管理センターは、I に定める利用目的の達成に必要な範囲において、学生又は教職員からの各種相談に対し包括的かつ迅速な支援を適切に実施するため、当該支援の実施に必要な最小限度の個人情報を、学生の指導・支援、教職員の労務管理等に直接関わる学内関係部署の教職員と共有することがある。

IV. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターにおいて取得した個人情報を取り扱う全ての教職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

V. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・減失・毀損の防止等、個人情報の安全管理のために、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

付記

1. 上記 I に定める個人情報に関する利用目的について、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
2. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の同意を取得します。